



令和5年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長
令和____年____月____日提出

現在の住所又は居所事業所等	(〒 _____)	職業
フリガナ氏名		電話番号

令和5年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

		通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額		円	円
予定納税額	第1期分		円
	第2期分		円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(㉑の金額)」、「予定納税額(㉒、㉓の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)。
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他(業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 減額申請の具体的な理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)。

- 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)。

- (1) _____ (3) _____
 (2) _____ (4) _____

申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください。)

		申請金額
令和5年分の所得金額の見積額	営業等・農業	① 円
	不動産	②
	利子	③
	配当	④
	雑	⑤
	総合譲渡・一時	⑥
	合計(総合課税)	⑧
		⑨
		⑩
	合計所得金額	⑪
	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金
生命保険料控除		⑬
地震保険料控除		⑭
寡婦、ひとり親、 勤労学生、障害者		⑮
配偶者(特別)控除		⑯
扶養控除		⑰
基礎控除		⑱
雑損控除		⑲
医療費(特例)控除		⑳
寄附金控除		㉑
合計		㉒

			申請金額
課税される所得金額	⑧に対する額	⑳	円
	⑨に対する額	㉑	
	⑩に対する額	㉒	
	⑪に対する額	㉓	
	合計	㉔	
税額	上の㉑に対する税額	㉕	
	上の㉒に対する税額	㉖	
	上の㉓に対する税額	㉗	
合計	㉘		
控除	配当控除	㉙	
	投資税額等の控除 (特定増改築等)	㉚	
	住宅借入金等特別控除	㉛	
	政党等寄附金等特別控除	㉜	
	住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・ 認定住宅等新築等特別税額控除	㉝	
	差引所得税額(㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞	
	災害減免額、所得税に係る分配時調整 外国税相当額控除及び外国税額控除額	㉟	
	所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㊱	
	再差引所得税額(㉞-㉟-㊱)	㊲	
	㊲×2.1%	㊳	
申告納税見積額(㊳+㉔)	㊴		
予定納税額	㊵		
第1期分	㊶		
第2期分	㊷		

ご注意

- この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月18日、11月減額申請の場合は11月15日です。
- 予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
- 変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

(署) 税 理 士
(電話番号) 名 士

裏面の1の(4)を記入してください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

百円未満の端数は切り捨ててください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日		0			

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和5年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『令和5年分予定納税について』の「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「⑨～⑪」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。

- イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
- ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
- ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」
- ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」
- ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得

……「上場株式等の分離配当等」

- ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」
- ト 山林所得……「山林」

⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和5年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉔～㉙欄

- (1) 「上の㉔に対する税額」㉔欄……『令和5年分予定納税について』の「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- (2) 「上の㉕に対する税額」㉕欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得
「上の㉖に対する税額」㉖欄 } がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉕の各種の金額)に対する税額を書きます。

- イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合があります。

- ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合があります。

- ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

- ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

- ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$$

- ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$$

- ト 課税山林の金額に対する税額……『令和5年分予定納税について』の「令和5年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除、投資税額等の控除」⑳欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) 配当控除……「㉓の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、

イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。

㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算してください。

ロ 1千万円を超える場合……国税庁ホームページのタックスアンサー「配当所得があるとき(配当控除)」をご覧ください、計算してください。

- (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉑欄、「政党等寄附金等特別控除」㉒欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」㉓欄……6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和5年分の控除額を見積もって書いてください。

- 6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。

(注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉕欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。

$$\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$$

8 「予定納税額」㉘、㉙欄

- (1) 7月減額申請の場合
「第1期分」㉘欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉙の金額の3分の1
「第2期分」㉙欄 } に当たる金額を書きます。

- (2) 11月減額申請の場合
「第1期分」㉘欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。

「第2期分」㉙欄……{「申告納税見積額」㉙－「第1期分」㉘}× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。

ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉙の金額の2分の1に当たる金額を書きます。

(注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額(㉙欄)については、復興特別所得税額相当額(所得税額の2.1%)(㉚欄)を含めて計算します。

- 申告納税見積額等の計算は、令和5年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。

この計算は、6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の令和5年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。

- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がございましたら、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の記載
氏名の記印は省
及び署長印は省
略しています

輸出物品販売場識別符号通知書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号					
輸出物品販売場の所在地					
輸出物品販売場の名称					
輸出物品販売場の許可を受けた年月日					

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

.....
年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日						

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

免税販売管理システムへの購入記録情報の
送信に向けた準備等について(お知らせ)

1 識別符号について

(1) 識別符号通知書の管理

識別符号通知書に記載された識別符号は、国税庁に購入記録情報を送信する際に、必須の記録項目となりますので、亡失等が無いように自己の責任において適切に管理する必要があります。

なお、原則として識別符号の変更は行いません。

(2) 識別符号の設定

国税庁に購入記録情報を送信する際の識別符号は、①又は②の場合に応じて、記録項目ごとに、次の識別符号をそれぞれ設定することとなります。

記 録 項 目 名	設定する識別符号	
	① 事業者自ら送信する場合	② 承認送信事業者が代理送信する場合
送信者識別符号	事業者自ら通知を受けた識別符号 (複数の輸出物品販売場で識別符号の通知を受けている場合はいずれの識別符号を設定しても差し支えありません。)	承認送信事業者が通知を受けた承認送信事業者の識別符号
販売場識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者)が通知を受けた識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者)が通知を受けた識別符号

2 変更届出書の提出について

輸出物品販売場を経営する事業者は、次の場合に「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。

- (1) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、届け出たメールアドレスの変更があった場合
- (2) 自ら購入記録情報の送信を行っていた事業者が承認送信事業者に送信を委託する方法に変更する場合
- (3) 承認送信事業者に送信を委託していた事業者が自ら購入記録情報を送信する方法に変更する場合
- (4) 送信を委託する承認送信事業者を変更する場合
- (5) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、クライアント証明書の発行可否に変更がある場合

なお、いずれに該当する場合であっても、原則として一度通知を受けた識別符号の変更はありません。

3 クライアント証明書の取得について

(1) クライアント証明書とは

クライアント証明書とは、事業者が免税販売管理システムに購入記録情報を送信する場合の認証方法として使用する電子証明書をいいます。

免税販売管理システムでは、事業者から送信された購入記録情報を受信する際、アクセスしている送信機器に、国税庁認証局が発行した免税販売管理システム専用のクライアント証明書がインストールされているか否かの認証を行います。

したがって、免税販売管理システムと直接通信を行う送信機器には、事前にクライアント証明書をインストールする必要があります。

(2) 発行を行う場合

以下の場合に、国税庁認証局がクライアント証明書の発行を行います。

- イ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の「電子証明書の発行の要否」欄で「必要」を選択した場合
- ロ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の「電子証明書の失効・発行」欄で「新たに電子証明書の発行を受ける」を選択した場合
- ハ 承認送信事業者承認申請書を提出し、税務署長から承認された場合

(3) 取得手続

国税庁認証局においてクライアント証明書の発行手続きが完了したら、事業者は「国税庁認証局」サイトにおいて、クライアント証明書の取得手続きを行う必要があります。

「国税庁認証局」サイトへは、国税庁ホームページの「国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について」ページ内「3 クライアント証明書の取得とインストール」から遷移してください。

※ 「3 クライアント証明書の取得とインストール」本文に記載された「国税庁認証局」の下線部をクリックすると、「国税庁認証局」サイトに遷移します。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場における輸出免税について>国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/certificate.htm>

(4) 留意事項

イ クライアント証明書の取得(ダウンロード)が「輸出物品販売場識別符号通知書」、「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書」及び「承認送信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書」の送付から 1週間経過しても出来ない場合には、認証局ヘルプデスクへ問い合わせください。

認証局ヘルプデスク【電話番号】03-5750-7888

【受付時間】月曜日～金曜日 午前10時から午後5時(休祝日及び12月29日から1月3日を除く)

ロ 国税庁や国税庁認証局から証明書取得のための準備が完了した旨の通知は行いませんのでご注意ください。

ハ クライアント証明書のダウンロード回数は、1回限りとしています。クライアント証明書は複製が可能ですので、ダウンロード後は誤消去等がないよう確実にバックアップを行うなど適切な管理が必要となります。

ニ クライアント証明書は、識別符号ごとに1通発行します。複数の機器にインストールする場合は、ダウンロード後に複製して各機器にインストールすることができます。

4 免税販売管理システムへの送信テストについて

購入記録情報を送信するためにご用意いただいたシステム等が、正常に動作するか等について自由に検証いただけるよう、免税販売管理システムではテスト環境を設けています。詳しくは、国税庁ホームページ内「購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について」をご覧ください。

※ 免税販売管理システムの本番環境には、実際に取引のあった購入記録情報のみを送信してください。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場における輸出免税について>免税販売管理システムの利用について>4 購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

※ 輸出物品販売場制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における輸出免税について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長の
押印は省
略しています

輸出物品販売場識別符号通知書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号					
輸出物品販売場の所在地					
輸出物品販売場の名称					
指定自動販売機の指定番号					
自動販売機管理番号					
輸出物品販売場の許可を受けた年月日					

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

納税地	
法人名	
氏名 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の 氏名の記載 及び署長の 押印は省 略しています

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日						

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄()
	給与の支払者の法人番号		
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			⑩ 増改築等に係る借入金等の計算(注1)
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額) ①	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」) ②	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額 ③	円 ②と③の少ない方	円 ②と③の少ない方	円 ②と(③+④+⑤)の少ない方(注2)	円 ②と③の少ない方
③×「居住用割合」 ④	円 (%)	円 (%)	円 (%) (注3)	円 (%)
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額) ⑤	円 (最高 万円)	年間所得の見積額(万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	
住宅借入金等特別控除額(⑤×) ⑥	円 (100円未満の端数を捨て) (最高 円) 00	重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、同封の説明書をお読みください。)	円 (100円未満の端数を捨て) (最高 円) 00	

(備考)

(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、③欄で計算します。
(注2) ③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と①、②又は③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注3) ③欄の④の居住用割合については、「①欄の④の居住用割合と③欄の④の居住用割合」や「③欄の④の居住用割合と④欄の④の居住用割合」が異なる場合は、「同封の説明書」をお読みいただいで記入してください。

○この申告書及び証明書を、この用紙を計算明細書として使用し、年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時までに保存し、給与の支払者に提出してください。

年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>左記の方が、 年分の所得税について次のとおり住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 印</p>
--	--

(証明事項)

① 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
年 月 日	円	%	%	円	%	%
⑧ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			⑨ 住宅の区分等	⑩ 備考	
	① 増改築等の費用の額	② 居住用割合	③ 連帯債務割合			
年 月 日	円	%	%			

(参考) 適用初年分の控除額 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。

□□□□—□□□□

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分:令和5年7月31日 第2期分:令和5年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:令和5年7月1日 ～ 同年7月31日 第2期分:令和5年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和4年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	① 円
①の金額のうち譲渡、一時、 雑及び臨時の各所得の金額	②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)	③
令和4年分の分離課税の 上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額	⑥
⑤の金額を、まず③の金 額から差し引き、引きさ れないときは、④の金額 から差し引きます。	⑦
税 上の⑥に対する税額	⑧
上の⑦に対する税額	⑨
額 合 計	⑩
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修 特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑪
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑪)	⑫ (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑰の金額)	⑭
再 差 引 所 得 税 額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯
予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯)	⑰

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和4年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	⑰ 円
⑰のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑱
差 引 税 額 (⑰ - ⑱)	⑲
⑲のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑲ × 100 / 102.1)	⑳
	㉑

詳しくは、同封の『令和5年分 予定納税について』をご覧ください。

□□□□—□□□□□□

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年10月13日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用) 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	
	合計	円

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和5年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和5年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和4年分の総所得金額(分離課税の所得は除かれています。)	① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額(① - ②)	③
令和4年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額	⑥
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	⑦
税 上の⑥に対する税額	⑧
上の⑦に対する税額	⑨
額 合計	⑩
配当控除、投資税額等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定住宅等新築等特別税額控除)	⑪
差引所得税額(⑩ - ⑪)	⑫ (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬
所得税に係る源泉徴収税額(下の⑰の金額)	⑭
再差引所得税額(⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額(⑮ × 2.1%)	⑯
予定納税基準額(⑮ + ⑯)	⑰

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑰ 円
⑰のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑱
差引税額(⑰ - ⑱)	⑲
⑲のうち所得税に係る源泉徴収税額(⑲ × 100 / 102.1)	⑳
	㉑

詳しくは、同封の『令和5年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	通知に係る予定納税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。 ※キャッシュレス納付については、e-Taxメッセージボックスに格納される「予定納税に係る納付区分番号通知」により手続きが可能となっております。 ※第2期分の納付については、後e-Taxメッセージボックスに「予定納税に係る納付区分番号通知」を格納いたします。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4
所得から差し引かれる金額	5
課税される所得金額	3欄に対する金額 6
(5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	4欄に対する金額 7
税 額	
上の6欄に対する税額	8
上の7欄に対する税額	9
合 計	10
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政令等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	11
差引所得税額 (10欄-11欄)	12 (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	13
所得税に係る源泉徴収税額 (下の21欄の金額)	14
再差引所得税額 (12欄-13欄-14欄)	15 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%	16
予定納税基準額 (15欄+16欄)	17

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	18 円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19
差 引 税 額 (18欄-19欄)	20
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (20欄×100/102.1)	21

電子通知

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用） **特別農業所得者**

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	通知に係る予定納税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。 ※キャッシュレス納付については、e-Taxメッセージボックスに格納される「予定納税に係る納付区分番号通知」により手続きが可能となっております。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額	
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円	
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4	
所得から差し引かれる金額	5	
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	3欄に対する金額	6
	4欄に対する金額	7
税 額	上の6欄に対する税額	8
	上の7欄に対する税額	9
	合計	10
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収集等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	11	
差引所得税額 (10欄-11欄)	12 (赤字のときは0)	

所得税に係る外国税額控除等	13
所得税に係る源泉徴収税額 (下の21欄の金額)	14
再差引所得税額 (12欄-13欄-14欄)	15 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%	16
予定納税基準額 (15欄+16欄)	17

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	18 円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19
差 引 税 額 (18欄-19欄)	20
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (20欄×100/102.1)	21

電子通知

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年6月13日

税務署長

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書 (一般用)

● 予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a unit '円'.

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table with 2 columns: 予定納税基準額, 円.

Table with 2 columns: 振替納税利用金融機関名.

● 予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方, 振替納税をご利用でない方, 振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。 etc.

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Table for calculating the basis for the estimated tax standard amount. Includes categories like '令和4年分の総所得金額', '令和4年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額', '課税される所得金額', '税額', '配当控除'.

Table for calculating the estimated tax standard amount. Includes categories like '所得税に係る外国税額控除等', '所得税に係る源泉徴収税額', '再差引所得税額', '復興特別所得税額相当額', '予定納税基準額'.

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculating the source withholding tax amount. Includes categories like '令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額', '⑭のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの', '差引税額', '⑭のうち所得税に係る源泉徴収税額'.

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年10月11日

税務署長

様

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑩の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和5年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和5年11月1日 ～ 同年11月30日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和4年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額 (① - ②)	③	
令和4年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (③の金額を、まず⑤の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額 ④に対する金額	⑥ ⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑪	
差引所得税額 (⑩ - ⑪)	⑫	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再差引所得税額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予定納税基準額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲
差引税額 (⑱ - ⑲)	⑳
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑳ × 100 / 102.1)	㉑

<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div>
様	

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押すは省略してあります。

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

●予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑳の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	<p>【引落日】 第1期分: 令和5年7月31日 第2期分: 令和5年11月30日</p>	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	<p>【納付期間】 第1期分: 令和5年7月1日 ~ 同年7月31日 第2期分: 令和5年11月1日 ~ 同年11月30日</p>	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区	分	金	額	
令和4年分の総所得金額	①		円	
<small>(分離課税の所得は除かれています。)</small>				
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②			
差引総所得金額	③			$(① - ②)$
令和4年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④			
所得から差し引かれる金額	⑤			
課税される所得金額	⑥			③に対する金額
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	⑦			④に対する金額
	⑧			令和4年分の変動所得の超過額
令和4年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨			
差引金額	⑩			$(⑧ - ⑨)$
調整所	⑪			$\{(⑥ - ⑩) \times 4/5\}$ 又は $(⑥ \times 1/5)$
特別所得金額	⑫			$(⑥ - ⑪)$
調整所得金額に対する平均税率及び税額	⑬		%	
特別所得金額に対する税額	⑭			$(⑫ \times ⑬)$ の平均税率
⑦に対する税額	⑮			

課税される所得金額に対する税額	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額	⑱	(赤字のときは0)
$(⑯ - ⑰)$		
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額	⑳	(下の㉓の金額)
再差引所得税額	㉑	(赤字のときは0)
$(⑱ - ⑲ - ⑳)$		
復興特別所得税額相当額	㉒	
$㉑ \times 2.1\%$		
予定納税基準額	㉓	
$(㉑ + ㉒)$		

㉓の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区	分	金	額	
令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔		円	
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕			
差引税額	㉖			$(⑳ - ㉕)$
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額	㉗			$(㉖ \times 100 / 102.1)$

詳しくは、同封の『令和5年分 予定納税について』をご覧ください。

□□□□—□□□□□□
様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年10月13日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押すは省略してあります。

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用) 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑳の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和5年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和5年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和4年分の総所得金額(分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額(① - ②)	③	
令和4年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額	⑥	
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	⑦	
課税される所得金額に対する税額	⑧	
令和4年分の変動所得の超過額	⑨	
令和4年分の変動所得たる雑所得の金額	⑩	
調整所{(⑥ - ⑩ × 4/5)}	⑪	
特別所得金額(⑥ - ⑪)	⑫	
調整所得金額に対する平均税率及び税額	⑬	%
特別所得金額に対する税額(⑫ × ⑬の平均税率)	⑭	
⑦に対する税額	⑮	

課税される所得金額に対する税額(⑬ + ⑭ + ⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額(⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額(下の㉑の金額)	⑳	
再差引所得税額(⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額(㉑ × 2.1%)	㉒	
予定納税基準額(㉑ + ㉒)	㉓	

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額(㉔ - ㉕)	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額(㉖ × 100 / 102.1)	㉗	

詳しくは、同封の『令和5年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

様

年 月 日
税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
振替納税利用 金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	通知に係る予定納税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。 ※キャッシュレス納付については、e-Taxメッセージボックスに格納される「予定納税に係る納付区分番号通知」により手続きが可能となっております。 ※第2期分の納付については、後日e-Taxメッセージボックスに「予定納税に係る納付区分番号通知」を格納いたします。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4
所得から差し引かれる金額	5
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	6
3欄に対する金額	7
4欄に対する金額	7
課税される所得金額に 対する超過額	8
年分の変動所得 たる雑所得の金額	9
差引金額 (8欄-9欄)	10
調整所得金額 (6欄-10欄×4/5) 又は(6欄×1/5)	11
特別所得金額 (6欄-11欄)	12
調整所得金額に対する 平均税率及び税額 %	13
特別所得金額に対する 税額 (12欄×13欄の平均税率)	14
7欄に対する税額	15

課税される所得金額に 対する税額 (13欄+14欄+15欄)	16
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収案等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17
差引所得税額 (16欄-17欄)	18 (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	19
所得税に係る源泉徴収税額 (下の27欄の金額)	20
再差引所得税額 (18欄-19欄-20欄)	21 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22
予定納税基準額 (21欄+22欄)	23

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	24 円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	25
差引税額 (24欄-25欄)	26
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (26欄×100/102.1)	27

電子通知

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日
_____ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。
確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	通知に係る予定納税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。 ※キャッシュレス納付については、e-Taxメッセージボックスに格納される「予定納税に係る納付区分番号通知」により手続きが可能となっております。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2
差引 総所得金額 (1欄-2欄)	3
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4
所得から差し引かれる金額	5
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	6
3欄に対する金額	7
4欄に対する金額	7
課税される所得金額に 対する税額	8
年分の変動所得の超過額	8
年分の変動所得たる雑所得の金額	9
差引 金額 (8欄-9欄)	10
調整所得金額 { (6欄-10欄×4/5) } 又は { (6欄×1/5) }	11
特別所得金額 (6欄-11欄)	12
調整所得金額に対する平均税率及び税額	13 %
特別所得金額に対する税額 (12欄×13欄の平均税率)	14
7欄に対する税額	15

課税される所得金額に対する税額 (13欄+14欄+15欄)	16
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収策等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17
差引 所得税額 (16欄-17欄)	18 (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	19
所得税に係る源泉徴収税額 (下の27欄の金額)	20
再差引 所得税額 (18欄-19欄-20欄)	21 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22
予定納税基準額 (21欄+22欄)	23

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	24 円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	25
差引 税 額 (24欄-25欄)	26
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (26欄×100/102.1)	27

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年6月13日

税務署長

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

●予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑭の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a unit '円'.

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table with 2 columns: 予定納税基準額, 円.

Table with 2 columns: 振替納税利用金融機関名.

●予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方, 振替納税をご利用でない方, 振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。 etc.

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Table for calculation basis: 区分, 金額. Includes items like 令和4年分の総所得金額, 課税される所得金額, 令和4年分の変動所得の超過額, etc.

Table for calculation: 課税される所得金額に対する税額, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓.

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculation: 区分, 金額. Includes items like 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額, ⑳のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの, etc.

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和5年10月11日

税務署長

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用) 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和5年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の③の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a note about agricultural income.

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table for 予定納税基準額 (円)

Table for 振替納税利用 金融機関名

● 予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方/ない方, 【引落日】/【納付期間】, 上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。/左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Table for 予定納税基準額の計算の基礎 (Left side), showing calculations from 令和4年分 to 令和5年分.

Table for 予定納税基準額の計算 (Right side), showing calculations for 令和5年分.

Table for 令和5年分の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算